

令和7年度福祉サービス第三者評価調査者養成研修 開催要項

1. 目的

本研修会は島根県において福祉サービス第三者評価の評価調査者として活動を予定している方に第三者評価の理念や考え方、実際の調査に関する評価の具体的な方法・技術を習得していただくことを目的として開催します。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

会 場	期日 ※前期 3 日間・後期 2 日間	場 所	定 員
前期	9 月 1 日（月）～3 日（水）	いきいきプラザ島根 404 研修室 （松江市東津田町 1741-1）	10 名
後期	10 月 14 日（火）	施設実習 （実習施設は本会で指定します）	
	10 月 15 日（水）	いきいきプラザ島根 201 研修室 （松江市東津田町 1741-1）	

4. 受講対象者・受講要件

下記①を満たし、かつ②または③のいずれかを満たす方。

- ①島根県が認証した評価機関に所属する方、または今後評価機関に所属を予定している方。
- ②組織運営管理業務を3年以上経験している方、またはこれと同等の能力を有していると認められる方。
- ③福祉・保険・医療分野の有資格者または学識経験者で当該等業務を3年以上経験している方、またはこれと同程度の福祉サービスに関する知識を有する方。

【受講対象者・受講要件の詳細】

- 「組織運営管理業務」とは概ね10人以上の組織を管理、統括する業務をいう。
- 「同等の能力を有する方」とは公認会計士・弁護士・税理士等、組織運営管理に関し、専門的な資格を有する方、または経営相談、経営指導等に3年以上携わった経験を有する方をいう。
- 「福祉・保険・医療分野の有資格者」とは次の通りとする。
 - ア) 保健分野：保健師
 - イ) 医療分野：医師・看護師・理学療法士・作業療法士
 - ウ) 福祉分野：社会福祉主事・社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・精神保健福祉士
 - エ) ア) からウ) までの他、県がこれと同程度と認める資格を有する方。
- 「学識経験者」とは大学・短大・専門学校等で社会福祉士、医療または保険に関する教育、研究を行う方。
- 「これと同程度の福祉サービスに関する知識を有する方」とは福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として3年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に携わった経験を有する方をいう。

5. 申込方法・受講決定・受講料等

- (1) 申込期間 令和7年8月6日（水） 13時までに申し込んでください。

○申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
○期限を過ぎてからの受講申込は受け付けません。
○『研修受講サポートシステム』の申込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 添付書類

様式1「実務経験（資格要件）証明書」を申し込みフォーム上で添付して下さい。

(3) 受講決定

- ① 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後1週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。
- ② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

(4) 受講料等

受講料 ひとり5,000円（消費税非課税）

※「受講決定通知」にあわせて「受講料請求書」を送付します。所定の方法により受講料のご入金をお願いいたします。

6. 修了認定について

- ① 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした受講者には島根県知事名の修了証が発行されます。
- ② 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・中抜け等は原則として認められません。

確実な受講ができるよう、スケジュール等について各自調整をお願いします。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

7. 会場アクセス

いきいきプラザ島根（松江市東津田町 1741-3）

【バス】松江駅 1 番乗場 南循環線外回り乗車⇒県合同庁舎前下車（約 15 分）



8. お問い合わせ

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当：三神

TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-56-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿、名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規定」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。